

再評価結果（平成24年度事業継続箇所）

担当課：道路局 国道・防災課
担当課長名：三浦 真紀

事業名	一般国道468号 <small>しゅとけんちゆうおうれんらくじどうしやどう</small> 首都圏中央連絡自動車道 (つくば～大栄)	事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 関東地方整備局 東日本高速道路(株)
起終点	自：茨城県つくば市大字梶内 至：千葉県成田市吉岡	延長	40.0km		
事業概要 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は、都心から半径およそ40km～60kmの位置に計画されている延長約300kmの高規格幹線道路であり、3環状9放射道路ネットワークの一部を形成し、東京都中心部への交通の適切な分散導入を図り、首都圏全体の交通の円滑化、首都圏の機能の再編成等を図る上で重要な路線である。つくば～大栄区間は、その一部を形成する延長40.0kmの自動車専用道路である。					
H3年度事業化		H6年度都市計画決定		H9年度用地着手	
H11年度工事着手					
全体事業費	約2,841億円	事業進捗率	64%	供用済延長	19.5km
計画交通量	22,200～33,600台/日				
費用対効果分析結果	B/C (事業全体) 1.2 (残事業) 3.0	総費用 (残事業)/(事業全体) 962/3,239億円 (事業費：730/2,899億円) (維持管理費：232/340億円)	総便益 (残事業)/(事業全体) 2,882/3,767億円 (走行時間短縮便益：2,605/3,307億円) (走行費用減少便益：97/183億円) (交通事故減少便益：180/277億円)	基準年 平成23年	
感度分析の結果 【事業全体】交通量：B/C= 1.0～1.3（交通量 ±10%） 事業費：B/C= 1.1～1.3（事業費 ±10%） 事業期間：B/C= 1.1～1.2（事業期間±3年） 【残事業】交通量：B/C= 2.7～3.3（交通量 ±10%） 事業費：B/C= 2.8～3.2（事業費 ±10%） 事業期間：B/C= 2.9～3.1（事業期間±3年）					
事業の効果等 (1) ネットワークの形成・道路交通の円滑化 ・圏央道の整備により、常磐道や東関東道などの放射方向の高速道路を結ぶ道路ネットワークが形成され、地域間交通の移動性向上が見込まれる。また、都心を通り抜ける自動車をバイパスさせ、都心の交通混雑の緩和が図られる。 (2) 地域活性化の支援 ・圏央道（つくば～大栄）の整備により、沿線の7市4町村において、高速ICまでの所要時間30分圏域が拡大し、広域交流圏域の拡大が図られる。 ・高速ICへのアクセス性向上により、茨城県と千葉県をはじめ、地域内外の交流・連携や企業誘致の促進・観光客の増加など、活力ある地域づくりの支援が期待される。 ・圏央道（つくば～大栄）の整備により、企業立地を積極的に推進する『茨城圏央道産業コンプレックス基本計画』などの開発計画や企業立地に寄与し、地域の活性化の支援が期待される。 (3) 救急医療活動のアクセス向上 ・圏央道（つくば～大栄）の整備により、第三次救急医療施設（救急救命センター）までの所要時間が短縮され、救命率の向上が期待される。					
関係する地方公共団体等の意見 茨城県知事の意見：本県にとって、圏央道は、沿線地域に立地する企業の活動を支え、地域の活性化に不可欠であることはもとより、災害時の緊急輸送路としても重要な道路であり、本県の復興の柱となることから、国と東日本高速道路（株）が強力で連携して重点的に事業を進め、一日も早い全線開通をお願いしたい。 千葉県知事の意見：圏央道は、常磐道、東関東道及び東京湾アクアライン等と一体となって高速道路ネットワークを形成し、地域経済の活性化や観光立県千葉の実現に資するとともに、災害時の緊急輸送路としても機能するなど、極めて重要な道路である。その効果を最大限に発現するためには、圏央道全体の早期完成を図る必要がある。なお、当区間については、成田国際空港と各都市との連携を強化するため、沿線地域等から、一日も早い開通が求められている。これらのことから、事業の継続が必要であるので、引き続きコスト削減に努めながら、開通目標に基づいた事業の推進を図りたい。					
事業評価監視委員会の意見 事業の継続を承認する。					
事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等 圏央道の周辺では、その利便性を活かして、工業団地の整備が増加。 また、平成17年8月につくばエクスプレスが開業し、周辺地域の開発が進んでいる。					

事業の進捗状況、残事業の内容等

平成21年3月までにつくばJCT～稲敷IC間が暫定2車線供用。
用地は平成23年3月末時点で99%取得済。
現在、橋梁・改良工事などの工事を全面展開中。

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等

残件の用地取得は、地元県市のご協力を頂き、引き続き任意による用地取得を推進。
任意による用地取得と並行して土地収用法に基づく事業認定申請準備中。

施設の構造や工法の変更等

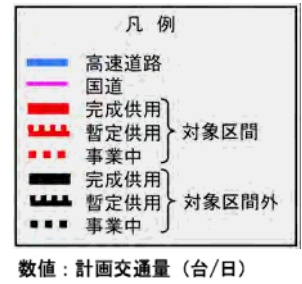
対応方針

事業継続

対応方針決定の理由

以上の事業の効果及び進捗状況、関係する地方公共団体等の意見、事業評価監視委員会による審議を踏まえると、事業の必要性、重要性は高いと考えられる。

事業概要図



※総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。
※総費用及び総便益の値は、表示桁数の関係で内訳の合計と一致しないことがある。